平成２４年（フ）第１１１７号
札幌市厚別区厚別西１条２丁目１番14号　プレヴィティ厚別202号
債務者　島村　和広
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２０号
札幌市北区新琴似５条６丁目２番57号　ハイツ澤田101号
債務者　相馬　聖子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２２号
札幌市手稲区曙６条３丁目９番12号
債務者　高村ちづ子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３７号
札幌市豊平区西岡５条11丁目２番13号　第２ハイツしらかば５号
債務者　濱渕　幸一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３９号
札幌市中央区南７条西13丁目３番25―207号
債務者　下池　　涼
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５４号
北海道江別市見晴台86番地の６
債務者　扇谷久美子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６３号
札幌市東区北19条東９丁目５番１号　石井アパート202号
債務者　桑原みゆき
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７７号
札幌市白石区栄通17丁目10番１号　キャプテンハイツ105号
債務者　山縣　孝裕
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８２号
札幌市白石区本通14丁目北１－１　恵佑会札幌病院内、住民票上の住所札幌市中央区北２条東９丁目90番地　星野ビル３Ｆ
債務者　佐藤　東次
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８８号
北海道千歳市北光６丁目４番16号
債務者　斎藤　文晃
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０８号
札幌市北区北37条西４丁目１番20―704号
債務者　島田　孝彦
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２１号
札幌市東区北31条東18丁目７番20―101号
債務者　荒木　啓子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２３号
札幌市北区屯田５条９丁目２番13―102号
債務者　笹原　未菜（旧姓諏訪田）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２９号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番14号　ビクターハイム101号
債務者　木下眞由美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３１号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番10―501号
債務者　篠原　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３２号
札幌市手稲区富丘４条２丁目３番８号
債務者　堀江　宏樹
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８９号
札幌市東区苗穂町４丁目４番15号　コロナード102号
債務者　関村　貴子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部